

# 堆肥等利用促進事業実施要領

令和7年5月1日 環農第157号制定

## 第1 事業の趣旨

環境への負荷を低減した「環境にやさしい農業」の推進に向け、化学肥料の使用量削減を図るために、肥料成分を含み、農地の持つ生産力の増進に効果のある家畜ふん堆肥の利用を更に進めることが重要である。

家畜ふん堆肥を原料とした肥料やペレット堆肥（以下、「堆肥を原料とした肥料等」という。）は、従来の家畜ふん堆肥に比べて、散布しやすく、広域流通に適するなど、耕種農家による一層の利用拡大が期待される。

そこで、産地等への堆肥を原料とした肥料等の本格導入に向け、農業者の組織する団体等による試行導入の取組を支援する。

なお、本事業において、家畜ふん堆肥を原料とした肥料とは、特殊肥料等入り指定混合肥料又は混合堆肥複合肥料とし、ペレット堆肥とは、ペレット成型機でペレット化された家畜ふん堆肥とする。

本事業の実施については、堆肥等利用促進事業補助金交付要綱（令和7年5月1日付け環農第157号。以下、「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業実施主体

交付要綱第2条別表1に定める事業実施主体は、交付要綱に定める者のほか、次に掲げる者とする。

- 1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。
- 2 農作物生産において、堆肥を原料とした肥料等を本格導入することを検討していること。

## 第3 補助対象経費

交付要綱第2条別表1に定める経費は、事業実施主体が試行導入で用いる堆肥を原料とした肥料等の購入費用とし、事業実施主体内で試行導入する堆肥を原料とした肥料等の銘柄は1つとする。

なお、家畜ふん堆肥の代替として、堆肥を原料とした肥料等を試行導入する場合は補助対象としない。

## 第4 事業の実施期間

交付要綱第4条に規定する、事業の着手は次のとおりとする。

- 1 事業着手

交付要綱第4条に規定する事業の着手は、試行導入で用いる堆肥を原料とした肥料等の見積もりを徴取した日とする。

## 2 事業完了

事業完了日は、堆肥等利用促進事業実施計画書（別紙様式第1号）に記載のある農作物の作型において、堆肥を原料とした肥料等の圃場への施用を完了した日とする。ただし、肥料等を試行導入する農作物の作型において、肥料の購入と圃場への施用が年度をまたいで行われることが一般的である等、やむを得ない事由がある場合に限り、堆肥等を原料とした肥料等の納品日とする。なお、この場合には、圃場への施用完了後速やかに、施用が完了したことを報告する報告書を作成して知事に提出するものとする。

## 第5 事業の採択方針

第6の1の規定に基づき知事に提出された事業実施計画書について、下記の1～3に従い採択する。

- 1 別表の配分基準に掲げるものを優先的に採択することとし、採択においては、事業実施計画書ごとにポイントを算定し、ポイントが上位の計画から順に採択する。
- 2 優先採択の結果、要望額が残りの予算を超えた事業実施計画は、配分可能額の配分により採択する。
- 3 2の要望額が残りの予算を超えた事業実施計画が同ポイントで複数あった場合は、配分可能額を案分する。

## 第6 事業の実施

### 1 事業実施計画の審査及び承認

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙様式第1号）を作成し、別紙様式第2号により、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合は、これを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第3条の規程に基づき、交付申請書を提出する際に、知事から承認を受けた事業実施計画書を添付するものとする。

### 2 事業実施計画の変更

別表で定める事業実施計画の重要な変更は、前項の（1）、（2）の手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

## 第7 事業取組状況の報告

事業実施主体は、堆肥を原料とした肥料等の試行導入による検討結果について、事業実施年度の翌年度末までに、別紙様式第3号により知事に提出するものとする。

## 第8 書類の経由

この実施要領により知事に提出する書類は、所管の農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

## 第9 承認の取り消し

事業の承認を受けた事業実施主体（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が、交付要綱第2条第2項各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消す。

## 第10 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は知事が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

(別表)

堆肥等利用促進事業 配分基準

項目		ポイント
過去3年以内の、試行導入しようとする品目における家畜ふん堆肥を原料とした肥料又はペレット堆肥の利用実績の有無 (展示ほ等の試行導入を含まない。)	ない	4
	実施主体構成員の90%以上 100%未満が、ない	3
	実施主体構成員の70%以上 90%未満が、ない	2
	実施主体構成員の50%以上 70%未満が、ない	1
	ある(上記以外)	0
過去3年以内における本事業の利用実績の有無	ない	4
	ある	0
実施主体に、試行導入しようとする品目で みどり認定を受けた又は事業実施年度内 に受ける予定の農業者の所属の状況	構成員の50%以上いる	2
	構成員の50%未満いる	1
	いない	0